柔道整復師の施術所の開設と届出

神奈川県【小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町】に、施術所を開設した時は、小田原保健福祉事務所に届出が必要です。

手続きのながれ (事 前 相 談) 開 設 開 設 届

開設届の提出(記入例1参照)

開設後10日以内にご提出ください。

- □ 必要書類等は、次のとおりです。
 - 1 施術所開設届 1部
 - ※ 写しが必要な場合は、コピーしてお持ちください。写しに収受印を押してお返しします。
 - 2 業務に従事する施術者全員分の柔道整復師免許証の写し 及び 原本(原本照合のため)
 - 3 施術者本人確認のため、身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示(開設者 が原本証明をした写し可)
 - 4 施術所の平面図(又は開設届の裏面に記載) ベッド、各室の用途、寸法、面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置等を記載 したもの
- □ 柔道整復とあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術所を併設する場合、 それぞれの開設届が必要です。
- □ 名称に関する制限があります。
 - 柔道整復の施術所とわかる名称にして下さい。病院や診療所及び医師と誤認するような名称は、 つけられません。

誤認する例:柔整科〇〇診療、〇〇診察室、〇〇(地名のみ)療院、鍼灸医〇〇等

- 近隣で、既に開設されている施術所の名称は避けて下さい。
- □ 構造設備に関する基準があります。
 - 1 施術室は、6.6平方メートル以上の専用の施術室として下さい。
 - 2 待合室は、3.3平方メートル以上として下さい。
 - 3 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放する、又はこれに代わる 換気装置を設置して下さい。
 - 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有するようにして下さい。

業務にあたっての注意事項

□ 変更届

- 施術所の名称等、開設届の届出事項を変更する場合は、施術所届出事項変更届(第2号 様式)を提出して下さい。
 - ※ 施術所を移転した時は、変更届ではなく施術所廃止届(第3号様式)と施術所開設 届(第1号様式)の提出が必要です。

ロ 広告について

- ※ 法律で定められた事項以外は、広告できません。
- ※ 柔道整復師の技能、施術方法又は経歴を示すことは禁じられています。
- 法律で定められた、広告できる事項
 - 1 柔道整復師であること、その氏名及び住所
 - 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 3 施術日又は施術時間
 - 4 ほねつぎ(又は接骨)
 - 5 法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
 - 6 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は接骨の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を必ず明示して下さい)
 - 7 予約に基づく施術の実施について
 - 8 休日又は夜間における施術の実施について
 - 9 出張による施術の実施について
 - 10 駐車設備に関する事項について

□ その他

- 外科手術、薬品の投与、又はその指示をする等の行為をしてはいけません。
- 医師の同意を得た場合以外は、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはいけません。ただ し、応急手当をする場合は、この限りではありません。
- 柔道整復師は、正当な理由なく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはいけません。柔道整復師でなくなった後においても同様です。
- 施術所は、常に清潔に保つようにして下さい。
- 施術所は、採光、照明及び換気を充分にするようにして下さい。
- ベッドを2台以上設置する場合には、患者のプライバシーに配慮して下さい。
- 施術所を休止後、再開する際に、休止前と業務に従事する施術者を変更する場合には、 施術所休止(廃止・再開)届(第3号様式)と併せて、施術所届出事項変更届(第2 号様式)を提出して下さい。

問い合わせ先 小田原保健福祉事務所 企画調整課 電話 0465-32-8000 内3221~3223 第1号様式(第2条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

(表)

開設した日から10日以内に届け出てください

施術所開設届

令和○○年×月△日

神奈川県 小田原 保健福祉事務所長 殿

開設者の 現住所

郵便番号 250-0042

住 所 神奈川県小田原市荻窪〇〇番地

氏 名 小田原 太郎

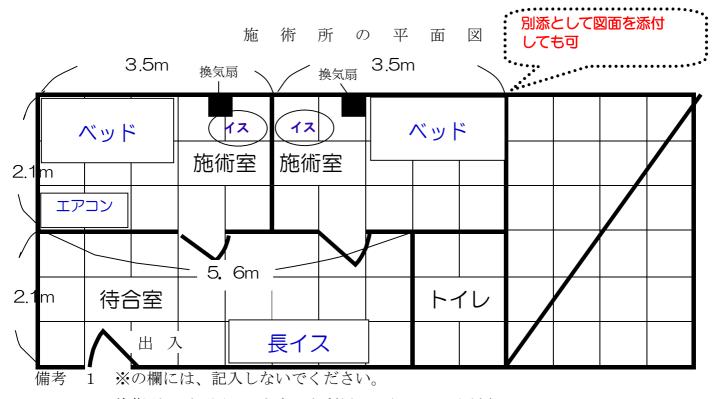
を 法人にあっては主たる事業所の 所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり柔道整復師の施術所を開設したので、届け出ます。

名										
開設の場所小			田原市栄岡	TOOT目	電話	0 4 6 5 - \triangle \triangle - \times \times \times				
開 設 年 月 日										
	氏	名	従 事 年月日	免許証に記載された都道 統轄する都道府県	苻県知事の ├名	免許証 番 号	免 許 年月日	※ 確認欄		
業務に従事する施術者	箱根 太郎		R2. 4. 1	国 (厚生労働大臣) 発行の免許であれば 記入不要		11234	H16. 4. 1	記入不		
	真鶴 晴子		R2. 4. 1	神奈川県		11206	S60. 4. 1	要		
施術所歴	H18年6月1日		湯河原町〇〇番地で「△△整骨院」 開設							
	H26年3月1日		△△整骨院 廃止							
	年月日									
	年月日	3	いて記入してください。							

(裏) 施術所の構造設備の概要

施	術	室	ベッド1 イス1 ベッド1 イス1	面積	14. 7m²	※6.6㎡以上の 専用の施術室
待	合	室	長イス 1	面積	11. 76m²	※3.3㎡以上
採光 換気装置			蛍光灯、窓、換気扇、エアコン	構造設備は、基準を 満たしていますか?		
消	毒。設	備	アルコール			
そ	Ø	他				



2 施術所の平面図は、ます目を利用して記入してください。

関係法令

柔道整復師法・施行規則、医療法、医師法より抜粋

法律(開設•変更関係)

- 第19条 施術所を開設した者は、<mark>開設後10日以内</mark>に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の 氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならな い。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。
- 2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、<u>その日から10日以内</u>に、その 旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様と する。

施行規則(届出事項)

- 第17条 法第19条第1項 前段の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。
 - 1 開設者の氏名及び住所(法人については、名称及び主たる事務所の所在地)
 - 2 開設の年月日
 - 3 名称
 - 4 開設の場所
 - 5 業務に従事する柔道整復師の氏名
 - 6 構造設備の概要及び平面図

医療法 (名称関係)

第3条 病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、 医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

医師法

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

法律 (構造設備関係)

第20条 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

施行規則(施術所の構造設備基準)

第18条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 6. 6平方メートル以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3. 3平方メートル以上の待合室を有すること。
- 3 <u>施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること</u>。ただし、これに 代わるべき<u>適当な換気装置</u>があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

(衛生上必要な措置)

第19条 法第20条第2項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 採光、照明及び換気を充分にすること。

柔道整復師法より抜粋

広告関係

- 第 24 条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、 次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。
 - 1 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
 - 2 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 3 施術日又は施術時間
 - 4 その他厚生労働大臣が指定する事項



[厚生労働大臣が指定する事項](厚生省告示)

- 1 ほねつぎ(又は接骨)
- 2 法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 3 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部施術に係る申請については医師の同意が必要 な旨を明示する場合に限る。)
- 4 予約に基づく施術の実施
- 5 休日又は夜間における施術の実施
- 6 出張による施術の実施
- 7 駐車設備に関する事項
- ② 前項第1号及び第2号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

その他

- 第16条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。
- 第17条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。
- 第 17 条の2 柔道整復師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。柔道整復師でなくなつた後においても、同様とする。